

清瀬市マンション管理適正化推進計画

令和5年10月

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下、「法」という。）第3条の2第1項に基づき、清瀬市マンション管理適正化推進計画を次のとおり定める。

1. 清瀬市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目的

今後の清瀬市におけるマンションの管理不全を予防し適正な管理を促進することなどにより、良質なマンションストックの形成等を図り、市民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与することを目的とする。

2. マンション施策の目標と具体的な施策

目標1 管理組合による自主的かつ適正な維持管理の推進

管理組合による自主的かつ適正な管理を促進するため、法に基づく管理計画認定制度の実施により適正な管理を誘導するとともに、マンション管理士等の専門家との連携等により管理の重要性や方法等についての普及・啓発及び管理組合の取組の支援を行う。

目標2 管理状況届出制度等を活用した適正な管理の促進

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（以下「都条例」という。）に基づく管理状況届出制度を活用し、市内のマンションの管理状況の把握を着実に進める。

目標3 管理の良好なマンションが適正に評価される市場の形成

マンションの管理状況が市場で適切に評価され、資産価値の維持向上につながるよう、法に基づく管理計画認定制度の実施や同制度の周知により、市場の環境整備に取り組む。

3. 清瀬市におけるマンションの管理状況を把握するため、市が講ずる措置に関する事項

都条例に基づく管理状況届出制度について今後も確実に運用し、要届出マンションの管理状況の把握を進めるほか、要届出マンション以外の市内全域のマンションの所在及び管理の状況について、東京都と連携し実態把握を進める。

4. 清瀬市におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法に基づき、管理計画の認定事務を実施する。また、都条例等により把握した管理状況等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討する。

5. 清瀬市における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

法に基づく清瀬市マンション管理適正化指針については、国が定めるマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針におけるマンション管理適正化指針と同様のものとして定める。

6. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

国や東京都の相談体制や各種施策のほか、市の管理計画認定制度等について、市報・ホームページ等で周知するなど、普及・啓発を進める。

7. 計画期間

計画期間は、令和12年度までの8年間とする。なお、必要に応じて見直しを行うこととする。